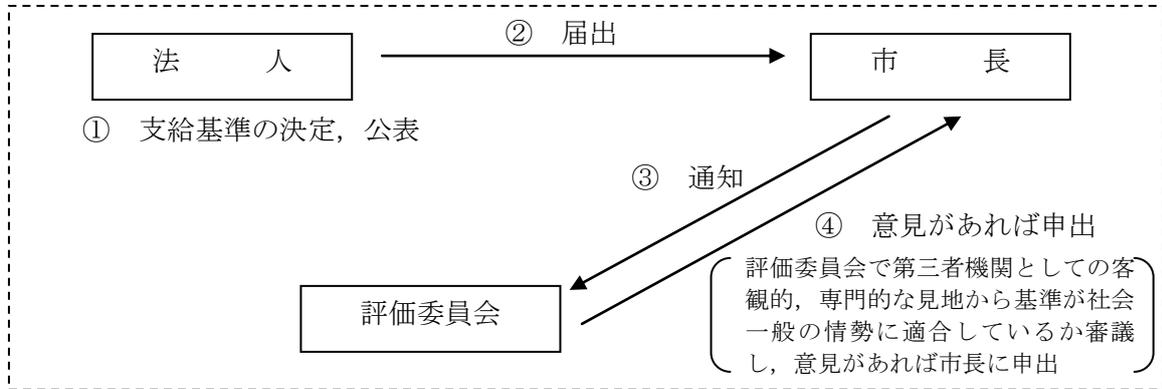


地方独立行政法人京都市産業技術研究所 役員報酬等の支給基準について

1 役員の報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給基準の決定手続き



2 地方独立行政法人法に規定される報酬等の原則

- (1) 報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間企業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- (2) 報酬は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

3 役員報酬の支給基準

(1) 理事長、副理事長及び理事

① 給料月額

下記の表の額を上限として理事長が定める額とする。

※ 週5日未満の勤務の場合は、下記の表の額の5分の1に相当する額に週の勤務日数を乗じて得た額を上限として理事長が定める額とする。

	給料月額	考え方
理事長	745,000円	他の法人の理事長及び現所長の額を考慮
副理事長	655,600円	理事長及び理事の額との均衡を考慮
理事	596,000円	理事長の額との均衡及び他の法人の理事の額を考慮

② 通勤手当 法人職員の例による。

③ 期末手当 京都市特別職の期末手当と同様

※ 京都市職員が、法人の常勤役員となるため京都市を退職し、引き続いて法人の常勤役員となった者（以下「京都市退職役員」という。）については、その者が京都市職員であったものとして京都市職員給与条例の規定により支給されることとなる給料及び手当を支給する。

(2) 監事

① 報酬日額

	報酬日額	考え方
監事	30,000円	他の法人の監事の額を考慮

② 通勤手当 実費を支給する。

(3) 職員を兼務する役員

職員を兼務する役員には、役員としての報酬は支給しない（職員としての給与を支給）。

ただし、下記の表の役員手当を支給する（京都市退職役員を除く）。

	月額	考え方
副理事長	27,600円	京都市の局長級の管理職手当の1/2相当額
理事	25,000円	京都市の部長級の管理職手当の1/2相当額

4 役員の退職手当の基準

役員に対する退職手当は支給しない。

※ 職員を兼務する役員には、職員退職手当支給規程を適用する。

【参考】

（役員の報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。

この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。